

大政奉還 150 周年記念事業 企画運營業務委託
仕様書

1 業務委託名

大政奉還 150 周年記念事業 企画運營業務

2 契約期間

契約の日から平成 29 年 11 月 30 日 (木) まで

3 事業概要

平成 29 年 (2017 年) は、武家政権が終わりを告げ、新しい国づくりへの転換期となった慶応 3 年 (1867 年) の「大政奉還」から 150 年の節目にあたる。

京都市では、この機を捉え、「大政奉還 150 周年記念プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)を実施することとし、幕末維新に京都で活躍した先人たちとゆかりを持つ都市(以下「参画都市*」という。)に参画を呼びかけ、相互に交流・連携を図る記念事業に取り組んでいる。

大政奉還の表明から 150 周年を迎える 10 月には、記念事業として、参画都市の代表者が、京都で一堂に会する幕末維新サミットを開催するとともに、その舞台となった二条城二の丸御殿のライトアップ事業や参画都市との交流・連携事業を実施する。

※ 参画都市 (20 都市)

会津若松市、千代田区、品川区、調布市、日野市、上田市、静岡市、福井市、桑名市、和歌山市、高梁市、福山市、萩市、下関市、宇和島市、高知市、長崎市、熊本市、霧島市、鹿児島市

(1) 幕末維新サミット

ア 幕末維新サミット

国において重要課題としている地方創生の実現に向け、参画都市の代表者が二条城に集い、文化・観光をはじめ、伝統産業や地場産業の振興を通じたまちづくりを語り、相互に交流・連携を深めるサミットを開催する。

(ア) 日 時 平成 29 年 10 月 13 日 (金) 14 時 30 分～16 時 30 分

(イ) 場 所 京都市内ホテル (二条城周辺を予定)

(ウ) 参加者 500 名程度

(エ) 内 容 ① 記念講演 (約 30 分)

② パネルディスカッション (約 80 分)

③ 京都宣言 (仮称)

※ 会場内に参画各都市の PR パネル (本委員会が所有) の展示及びパンフレット等 (参画都市から入手) の配架

イ 幕末維新サミット「京都宣言 (仮称)」

150 年前に先人たちが集まった二条城二の丸御殿に、参画都市の代表者が一同に集まり、サミットにて採択された宣言書への署名及び参画都市出席者による記念撮影等を行う。

(ア) 日 時 平成 29 年 10 月 13 日 (金) 17 時 15 分～17 時 30 分

(イ) 場 所 二条城二の丸御殿大広間

(ウ) 参加者 参画都市の代表者、マスコミ関係者

ウ ライトアップ点灯式

記念事業として実施する二条城二の丸御殿内及び二の丸庭園等のライトアップの点灯式を

行う。

(ア) 日 時 平成 29 年 10 月 13 日 (金) 17 時 45 分～18 時

(イ) 場 所 二条城唐門前

(ウ) 参加者 参画都市の代表者, マスコミ関係者, ライトアップ参観者

(2) 二条城二の丸御殿ライトアップ事業

ア 開催期間 平成 29 年 10 月 13 日 (金) ～10 月 22 日 (日) 10 日間

イ 入城受付時間 午後 6 時～午後 9 時 (閉城は午後 9 時 30 分)

ウ 会場範囲 東大手門, 唐門, 二の丸御殿, 二の丸庭園 等
会場範囲については, 別添 1 参照

(3) 参画都市との交流・連携事業

ア 参画都市物産展

参画都市の名産品等の販売や観光 P R を行う物産展を開催する。

(ア) 開催時期 平成 29 年 10 月 13 日 (金) ～22 日 (日)

(イ) 場 所 二条城内ライトアップエリア内スペース

(ウ) 出展都市 16 都市

イ 参画都市 伝統芸能の公演

参画都市に伝わる伝統芸能の公演を行う。

(ア) 開催時期 平成 29 年 10 月 21 日 (土)

(イ) 場 所 二条城内ライトアップエリア内スペース ※ステージを設置

(ウ) 参加都市 5 都市

4 委託業務の内容

(1) 幕末維新サミット

ア 幕末維新サミット

(ア) サミットの企画・実施

- ・ 一般の方々が楽しめるようなプログラムとし, 最後まで楽しんでいただけるよう工夫を行うこと。
- ・ サミットのプログラムには, 少なくともパネルディスカッションを入れ, 事業の目的を達成できるよう企画すること。
- ・ 出演者・司会者の謝金・交通費 (参画都市の代表者を除く。), 会場, 設備使用料, 保険料等運営に係る一切を委託費に含むこと。
- ・ 参加料は無料とすること。
- ・ 開催会場は, 本委員会が指定する会場とし, 使用料の支払いは委託費に含むこと。
- ・ 全体マニュアル及び運営台本等を作成すること。
- ・ 会場演出・設営, サミットの進行, 運営を行うこと。
- ・ サミットの際に, 参加者に配布するプログラムを作成すること。

(イ) 参画都市の P R 展示等の企画・実施

- ・ 会場内にて, 参画各都市の P R パネル (本委員会が所有) の展示及びパンフレット等 (参画都市から入手) の配架を行うこと。

イ 幕末維新サミット「京都宣言 (仮称)」

- ・ 全体マニュアル及び運営台本等を作成すること。
- ・ 会場演出・設営, サミット「京都宣言 (仮称)」の進行, 運営を行うこと。

ウ ライトアップ点灯式

- ・ 全体マニュアル及び運営台本等を作成すること。
- ・ 会場演出・設営，ライトアップ点灯式の進行，運営を行うこと。

(2) 二条城二の丸御殿ライトアップ事業

ア 会場内のライトアップの企画，設営及び管理業務

(ア) 照明機材

- ・ ライトアップに必要な照明機材を設置すること。(必要物品の調達を含む。)
 なお、一部、二条城事務所所有の機材（別添2参照）を使用することも可能とするが、照明機材は、設置場所案を参考にして設置場所を選定するとともに、ライトアップの対象となる建造物，庭園等を魅力的かつ効率よく照らすこと。

また、常に機器類の巡視点検を行い、当事業に支障をきたさないように保守管理すること。

<設置場所案>

外堀東側，東大手門，唐門，二の丸御殿，二の丸庭園，大休憩所前通路

その他これらに至る動線（別添1参照）

(イ) 二の丸御殿内及び二の丸庭園のライトアップ

- ・ 二の丸御殿内及び二の丸庭園のライトアップについては、京都市の専門部署と事前に協議を重ね、御殿や庭園の文化的価値を損なわないよう厳重な養生を行い、文化庁の許可が得られる内容にすること。

(ウ) 電源設備

- ・ 城内に臨時電源を確保すること。また、事前に配線計画を提示し、京都市の承諾を得ること。

(エ) 試験点灯

- ・ 開催1週間前を目途に、照明機材のセッティングを終えると同時に、開催直前に試験点灯を行うこと。

イ 二の丸御殿内における演出業務

- ・ ライトアップにちなんだ二の丸御殿内におけるイベント事業を企画し、京都市の承認を得たうえで、実施すること。

ウ 事業全体の管理・運営業務

- ・ 事務局や関係先との連絡調整を行うこと。
- ・ 事業運営にあたっては、城内各所に、事業内容について熟知したスタッフを必要数配置すること。

なお、二の丸御殿内の案内・監視スタッフ及び巡回警備業務については、日中の同業務を行う業者と契約すること。

また、日々のスタッフ数、配置場所等については、事前に本委員会に提示し、了解を得ること。(別添2参照)

- ・ 会場案内看板及びイベントに必要なサイン表示の作成・設置・撤去を行うこと。また、人止め柵等会場運営に係る資材の設置・撤去（いずれも開城，閉城に合わせた設置・撤去も含む）を行うこと。
- ・ 二条城への搬入・搬出計画を調整・提出すること。
- ・ 会場内の金銭管理を行うこと。

エ 出改札業務

- ・ ライトアップ時間帯の入城券販売にあたっては、日中の入城券販売を行う業者と契約のうえ、日中の販売と同じ体制（券売機及び窓口販売）で行うこと。
- ・ 必要に応じて、通常の券売機，窓口販売以外の販売ブースを設置し、スムーズな入城券販

売に努めること。

- ・ 券売機に係る必要物品やプログラミング等は受託者が準備・調整すること。
- ・ 入城料は、本委員会が収入するものとする。

オ その他

- ・ 受託者は、各種イベントの参加料、広告、協賛、寄付等により収入確保を図り、当該事業の内容を充実させること。
- ・ 当該事業の招待券を 3,500 部作成すること。
- ・ 当該事業の入城券（一般用：5 万部、小中高生用：1 万部）を作成すること。
- ・ 上記のほか、独自企画事業があれば、実施すること。

(3) 参画都市との交流・連携事業

ア 参画都市物産展

- ・ 参画都市による物産展（16 都市分）を運営すること。
なお、参画都市の出展に係る経費（出展者旅費・宿泊費・商品運搬費・スタッフ雇用費等）は、参画都市の負担とする。

イ 参画都市 伝統芸能の公演

- ・ 参画都市による伝統芸能の公演（5 都市分）を運営すること。
なお、参画都市の公演に係る経費（出演者旅費・宿泊費・備品等運搬費・スタッフ雇用費等）は、参画都市の負担とする。

(4) 広報関連業務

- ・ 平成 29 年 8 月初旬までに、当該事業の概要を記した A4 チラシを 10 万部以上、B2 ポスター1,000 部、B3 ポスター11,000 部、京都市営地下鉄用両面ステッカー560 部（165mm×200 mm）を作成し、市内市政広報版、全国の旅行業者及び宿泊施設等の観光関連事業者、各種情報誌、ウェブサイト、市内外の交通機関等に情報を提供するなど、効果的な広報を図ること。
- ・ 開催期間中、城内の観覧ルート等を明記した入城者向けのチラシを 5 万部以上作成し、配布すること。
- ・ 東大手門前にライトアップを PR する看板等を設置すること。設置にあたっては、京都市都市計画局広告景観づくり推進室と事前に協議を行うこと。
- ・ 広告物との作成、広報方法等については、事前に二条城事務所と協議し、承認を受けたうえで作成し、実施すること。

(5) 履行にあたっての注意点

上記 4(1)イ・ウ、(2)、(3)の履行にあたっては、以下の点に注意すること

- ・ 会場となる二条城は、全体がユネスコの世界文化遺産に登録されており、二の丸御殿は文化財保護法に基づく国宝に指定されている。文化財を傷つけることのないよう、本委員会の指示に基づき、細心の注意を払って業務を履行すること。
- ・ 電気工事及び会場設営等業務については、元離宮二条城において、過去に同種の事業実績を有する業者に依頼すること。
- ・ 開催場所での法令（道路占有許可、火災予防条例等）に関する届出を行うこと。
- ・ 原則、当該事業に必要な物品等は受託業者が用意すること。
- ・ 当該事業終了後、速やかに設置物の撤収を行うこと。
- ・ 京都市民や観光客にとって、二条城の魅力が十分感じられ、集客及び世界遺産・二条城一口城主募金の増加に寄与する事業を企画、実施すること。

(6) その他

- ・ 契約後、速やかにイベントスケジュール等の詳細を提示し、本委員会と協議のうえ、承認を得ること。
- ・ 事業の企画、実施、及び広報業務の実施にあたっては、本委員会と協議し承認を得ること。
- ・ 事業終了後、実施結果、収支に係る報告書を作成し、平成 29 年 11 月 30 日（木）までに、速やかに本委員会事務局に提出すること。

4 委託金額の上限

金 27,000,000円

金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

5 納品先

上記 3(6)の報告書の電子データ（CD-R 1 枚）

以下に納品すること。

大政奉還 150 周年記念プロジェクト京都市運営委員会事務局

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町 394 番地 Y・J・Kビル 2 階

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課内

6 業務の実施

(1) 実施体制

本業務を確実に履行できる体制を設けること。

(2) 業務の完了報告

業務が完了したときは、本委員会が定める方法により、業務完了報告書を提出すること。

なお、業務の完了とは、作成した上記 3(6)の報告書を上記 5 で定めるとおり提出することによって終了する。

7 留意事項

(1) 本委員会事務局の担当者との連絡を密にして業務に当たること。

(2) 業務の進捗状況については、本委員会事務局の担当者と協議し、指示に従うこと。

(3) 本業務の実施により、得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は本委員会に帰属する。

(4) 本仕様書に定めがない事項については、本委員会事務局の担当者と協議し、その指示に従うこと。